

| | |
|---|--|
| 件名 | 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例等の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 財政課（薬務衛生課、産業創出課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、警察本部交通規制課、警察本部運転免許課） |
| 根拠法令等 | |
| <p>【改正の概要】 財政健全化基本方針における受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の見直し</p> <p>○改正条例（8条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県立衛生環境研究所使用料条例 ・愛媛県自動車運転者試験場使用料条例 ・愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例 ・証明事務等に係る手数料条例 ・愛媛県家畜種付手数料条例 ・愛媛県農林水産研究所使用料条例 ・食品衛生法施行条例 ・愛媛県警察関係事務手数料条例 <p>○改正内容 増額 123 項目 減額 50 項目 廃止 41 項目 新設 20 項目</p> | |
| 施行日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| <p>【その他参考事項】</p> <p>○見直しの基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の所要経費との乖離是正 ・他県（中四国）の類似施設、類似事務の単価改定状況との比較 <p>○増収見込み額 <u>約 12,000 千円</u></p> | |